

みんなで  
出かけよう



上十三・十和田湖広域定住自立圏圏域のイベント情報をお届けします♪

## 三沢市

### 三沢ほっきまつり

ほっきの無料試食会や即売会、ほっき料理・加工品販売、ほっきムキムキ大会など、ほっき貝の魅力を堪能できるイベントです。

とき 3月13日(日)  
午後9時30分～午後2時30分  
ところ 三沢漁港市場内

問三沢市漁業協同組合  
☎542202



### 親子で本気の理科事件

日本テレビ「世界一受けたい授業」でおなじみの松延康さんによる実験教室。保護者同伴でご参加ください。応募多数の場合は抽選です。

とき 3月20日(日)・21日(月)  
▶低学年対象 午前10時～11時30分  
「アルギン酸スノードーム」  
(材料費500円/定員50組)

▶高学年対象 午後1時～3時  
「科学探偵団～優子さんをさがせ～」  
(材料費1,000円/定員26組)

ところ 三沢航空科学館  
申し込み ホームページの  
応募フォームまたは  
FAX ☎7559

問三沢航空科学館 ☎507777



## おいらせ町

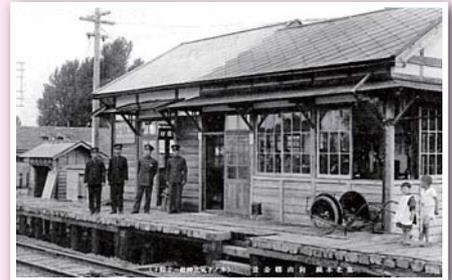
### おいらせ町写真展

町誕生10周年を記念し、町の自然や町民の笑顔など、町の魅力を写真で展示します。クラシックカメラの展示や、かきぞめ大会の作品展示もあわせて行います。

とき 開催中～3月9日(水)  
午前10時～午後7時

ところ イオンモール下田

問おいらせ町総務課 ☎0178562166



## 法律相談

あなたの街の



～第24回～

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「**行方不明者がいる場合の相続**」についてです。

問まちづくり支援課 ☎6777

Q) 父が亡くなり、相続の手続きをしたのですが、兄弟3人のうち1人が行方不明です。

A) 通常、相続の手続きは、遺産分割協議書を作り、相続人全員で判を押すこととなります。質問のように、相続人の中に行方不明の人(仮に弟Aとします)がいる場合、弟Aを除いて遺産分割協議書を作成しても無効です。土地の登記などはできません。そこで、弟Aの代わりに判を押す人が必要になります。それが「不在者財産管理人」です。家庭裁判所に申し立て、調査の後、家庭裁判所が不在者財産管理人を任命します(以上の手続きには時間と費用が掛かります)。その後、不在者財産管理人も加わって、遺産分割協議書を作成することになります。

Q) 弟Aは、離婚した後、子ども1人を残して行方不明になりました。

その子Bを相手に相続の手続きができませんか。

A) 行方不明の人の生死が7年間明らかでないときは「失踪宣告」制度を利用することもできます。失踪宣告により、弟Aは死亡したものとみなされ、子Bが相続人となります。そうすると、子Bが遺産分割協議書の作成など相続の手続きをできるようになります。失踪宣告の手続きも、家庭裁判所に申し立て、調査を経ることになります。この手続きも時間と費用が掛かります。

Q) このようなトラブルを避ける方法はありますか。

A) 遺言書を作成しておくことです。遺言書で、弟A以外の兄弟に相続させる内容にしておけば、不在者財産管理人や失踪宣告の手続きは無用になります。遺言は自筆で作成することができ、定められた形式があり、それを守っていないと無効となる場合があります(無効な場合は、結局、不在者財産管理人や失踪宣告の手続きを取ることになります)。そこで、自筆で遺言を作成する場合には必ず専門家に相談しましょう。

(文責・弁護士 十枝内 亘)

弁護士法人十枝内総合法律事務所

☎24005